

高崎都市計画地区計画の変更

高崎都市計画地区計画（高崎駅地区）を次のように決定する。

地区計画の方針

名 称	高崎駅地区計画
位 置	高崎市 八島町、旭町、下和田町、栄町の各一部
面 積	約 11.3 ha
地区計画の目標	<p>中心市街地の核となる高崎駅は、鉄道駅としてのターミナル機能のほか、商業機能や宿泊機能を備えた複合施設となっており、群馬県最大の集客施設となっている。今後の駅周辺における都市機能の充実や北陸新幹線の金沢市延伸に伴うビジネス、観光などの取り組み強化により、来街者の大幅な増加が見込まれ、高崎駅の重要性はますます大きなものとなる。</p> <p>そのため都心拠点として賑わいのある商業機能を高めるとともに、高次都市機能の整備、集積を図り、交流拠点として土地利用の高度化を図ります。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>(土地利用の方針)</p> <p>本地区の高崎駅は、商業機能や宿泊機能を備えた複合施設となっており、群馬県最大の集客施設となっている。今後の都市機能の充実やビジネス、観光などの取り組み強化により、来街者の大幅な増加が見込まれ、高崎駅の重要性はますます大きなものとなることから、都市型の駅形成を目指します。</p> <p>(建築物の整備の方針)</p> <p>地区内の健全な環境整備を促進し、合理的な都市空間を形成するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業施設等の立地を制限します。</p> <p>また、地区内の景観を損なわないよう、建築物の屋根や外壁の色彩は落ち着いたものとし、建築物を利用して設置する屋外広告物は、まちなみとの調和に配慮したものとします。</p>

地区整備計画

地区施設の配置及び規模	
建築物等に関する事項	<p>建築物等の用途の制限</p> <p>建築物の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次にかかげる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自動車教習所 (2) ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) 射的場、勝馬投票券発売所等 (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項から第11項までに該当する営業の用に供するもの
	<p>建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物の外壁及び屋根の色は、周囲との調和のとれた落ち着いた色彩のものとする (2) 建築物等を利用して設置する屋外広告物は自家用のものに限るとし、屋上広告物を設置する場合は、その形態を縦長のものとしてはならない。 (3) 建築物等を利用して設置する袖看板は、建物一面につき縦一列としなければならない。 (4) 建築物等を利用して設置する屋上広告物及び建築物等に表示する壁面広告物は、一壁面における屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面面積の1/4以下、かつ50㎡以下としなければならない。 (5) 鉄道敷に設置する広告塔・広告板及び案内板いわゆる野立て広告物等は設置してはならない。ただし、自家用及び公共的なものについては、この限りではない。 ※プラットホーム及びそれに対し設置される広告物は除く。 (6) 屋外広告物は蛍光塗料などけばけばしい色彩の塗料を使用してはならず、発光を伴うものは連続して動光等が変化しないものとする。
土地利用に関する事項	
備考	

「区域は計画図示表示のとおり」

理由

別紙理由書のとおり

[地区計画]

理 由 書

本地区は、東口における音楽ホールやパブリック施設、群馬県によるコンベンション施設の建設があり、西口においては新体育館の建設や大型商業施設の出店など引き続き都市機能の強化が図られる区域である。それに伴い高崎駅への来街者は大幅な増加が見込まれる。このような拠点性を生かし、群馬県最大の集客施設である高崎駅の機能強化の充実を図り、新たな中心市街地の活性化及び交流拠点の形成を目指すものであるが、建築物等の用途制限や形態、意匠の制限等、商業地区としての秩序あるまちなみの維持や周辺住環境の保全を図るため、地区計画を定める。

高崎都市計画 地区計画の変更

総括図

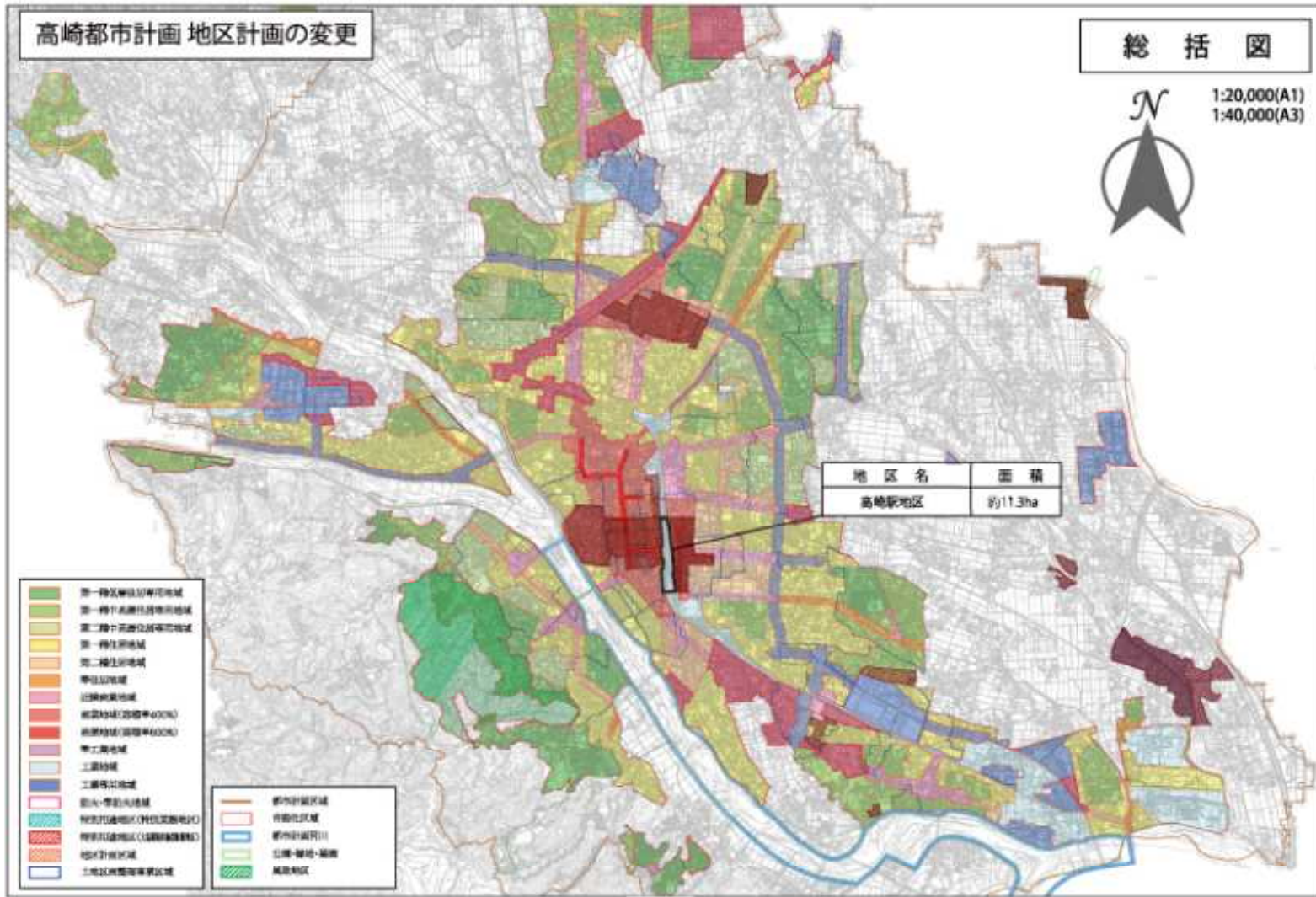


1:20,000(A1)
1:40,000(A3)

地区名	面積
高崎駅地区	約11.3ha

- 第一種住居地区(準)地区
- 第一種住居地区(準)地区
- 第二種住居地区(準)地区
- 第二種住居地区
- 準住居地区
- 近隣商業地区
- 商業地区(容積率40%)
- 商業地区(容積率60%)
- 第三種商業地区
- 工業地区
- 工業専用地域
- 駅前・駅前内地区
- 特別用途地区(特別住居地区)
- 特別用途地区(特別商業地区)
- 地区計画地区
- 土地活用調整地区

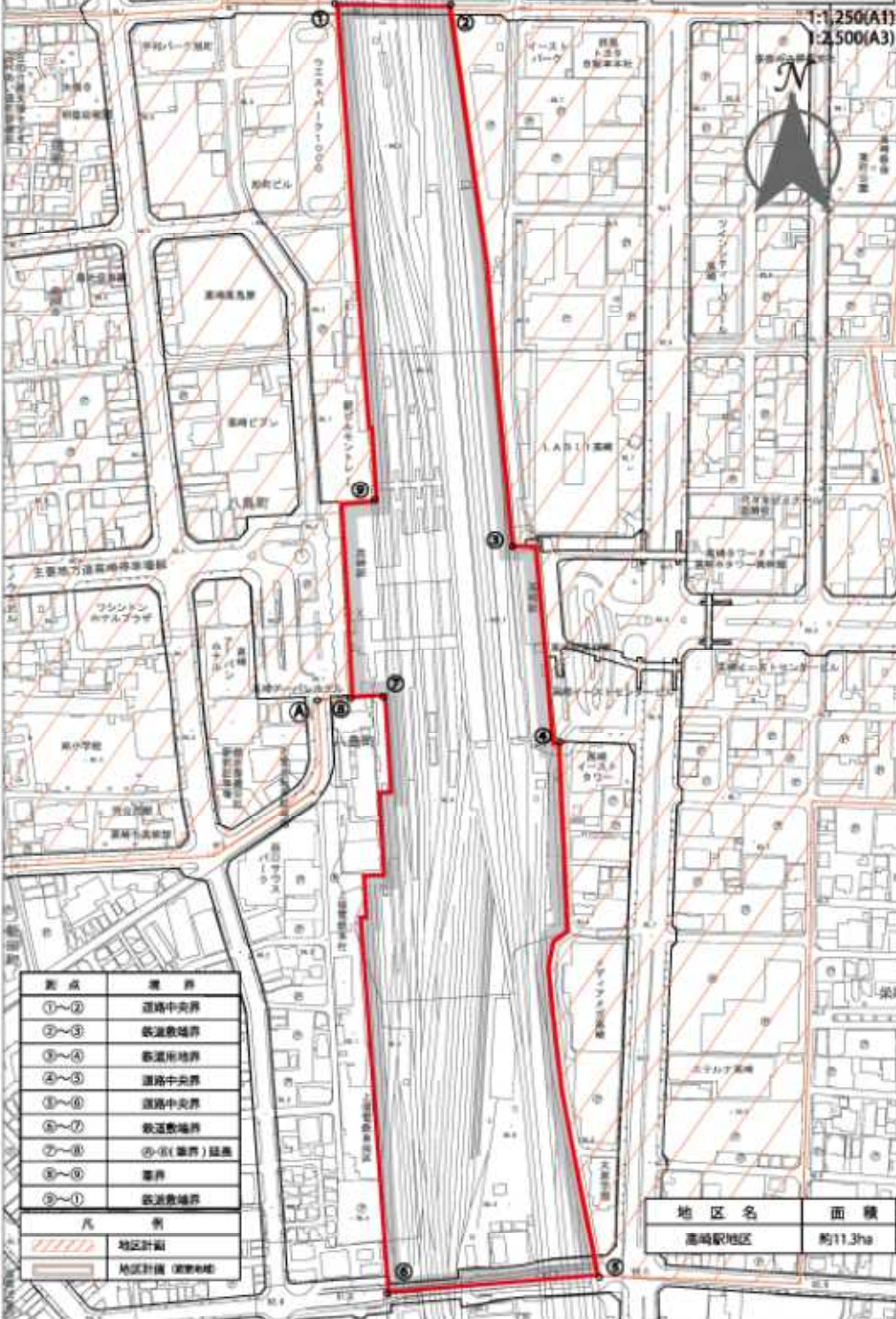
- 都市計画区域
- 特別住居地区
- 都市計画河川
- 公園・緑地・緑道
- 風防地区



高崎都市計画地区計画の変更

計 画 図

1:1,250(A1)
1:2,500(A3)



区 点	境 界
①～②	道路中央界
②～③	鉄道敷地界
③～④	新設用地界
④～⑤	道路中央界
⑤～⑥	道路中央界
⑥～⑦	鉄道敷地界
⑦～⑧	⑦-⑧(境界)延長
⑧～⑨	境界
⑨～①	鉄道敷地界
凡 例	
	地区計画
	地区計画 (境界線)

地区名	面積
高崎駅地区	約11.3ha

高崎都市計画 地区計画の変更新旧対照図

